

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月14日

【四半期会計期間】 第157期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社東京機械製作所

【英訳名】 TOKYO KIKAI SEISAKUSHO,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 芝 良 計

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目26番24号

【電話番号】 (03)3451-8141(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長兼総務部長 根本 伸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目26番24号

【電話番号】 (03)3451-8141(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長兼総務部長 根本 伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第156期 第1四半期 連結累計期間	第157期 第1四半期 連結累計期間	第156期
	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	1,375	1,831	9,351
経常損失 () (百万円)	1,276	528	4,935
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失 () (百万円)	1,295	15,539	8,074
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,590	14,985	7,636
純資産額 (百万円)	8,182	17,116	2,133
総資産額 (百万円)	30,981	29,138	28,980
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額 () (円)	14.81	177.89	92.41
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	23.20	55.20	3.70

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第157期第1四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておらず、第156期第1四半期連結累計期間及び第156期は、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

(1) 当第1四半期連結累計期間において、新たに発生したリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、折からの受注不振により、前連結会計年度までに5期連続の営業損失を計上しており、前連結会計年度においても大幅な純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、様々な対応策を実施しております。

当社がみずほ信託銀行株式会社との間に締結した不動産管理处分信託契約に基づき信託設定していた、旧玉川製造所第一工場跡地（信託土地）を平成25年4月26日に売却いたしました。これにより当第1四半期連結累計期間において、固定資産売却益168億86百万円を計上、本譲渡取引日と同日に本信託における本件不動産を担保とする借入債務（長期借入金）120億円の全額を弁済いたしました。

また、平成25年4月30日に株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケートローン契約（返済期日平成26年3月31日）に基づく長期借入金34億21百万円の全額を弁済しております。

その他、平成25年4月25日の取締役会において保有する投資有価証券19銘柄につき売却することを決議し、平成25年5月10日までに売却取引を完了、投資有価証券売却益10億82百万円及び投資有価証券売却損2億16百万円を計上いたしました。

これらに加え、平成25年7月23日の取締役会において、平成25年5月下旬に竣工したオフィスビルを譲渡することを決議し、平成25年7月30日に譲渡価格90億38百万円で売却いたしました。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象」をご覧ください。

これらにより、当社グループは有利子負債の大幅な圧縮と財務体質の改善を行いました。

しかしながら、当第1四半期連結累計期間においても5億70百万円の営業損失を計上し、対応策も実施途上であることから、現時点においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。ただし、上記及び「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（7）」に記載のとおり、当該事象又は状況を解消し、改善するための具体的な対応策をとっていることから、当四半期連結会計期間の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるまでには至っていないと判断しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日～平成25年6月30日）におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要により緩やかながら回復するなか、新政権による経済対策を背景とした円安、株高基調への転換等により、景気回復が期待されているものの、欧州の金融問題や中国の景気減速懸念等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが主として事業を展開している新聞印刷業界は、新聞購読者数が引き続き減少し、新聞社

間における印刷設備の相互利用も拡大していることから設備投資に慎重な姿勢が変わらず、当社グループにとって厳しい状況が続いております。

このような中で、当社グループは販路拡大と需要喚起に努めた結果、売上高は概ね予想通りに推移いたしました。営業損益面においては、固定費削減による一定の改善はみられたものの、十分な成績には至りませんでした。最終損益は、固定資産の売却による特別利益の計上により、大幅な純利益となりました。

当第1四半期連結累計期間においては「カラトップ7100オフセット輪転機」、「官報用エコノマスターWA-1100オフセット輪転機」を中心として生産しております。

当第1四半期連結累計期間の業績については、以下のとおりであります。

《売上高》

当第1四半期連結累計期間の連結売上高は、前述のとおり十分な設備投資需要がない中、18億31百万円（前年同四半期比33.1%増）となりました。セグメントでは印刷機械関連が17億76百万円（前年同四半期比35.2%増）、不動産賃貸関連が54百万円（前年同四半期比12.4%減）となっております。

なお、当社グループの特性として、売上高が製品の納期により年間を通じて平準化しない傾向があります。

《営業損益》

損益面では、設計、製造の各方面で変動費、固定費のコストダウンに努めましたが、当第1四半期連結累計期間の営業損失は5億70百万円（前年同四半期は営業損失11億77百万円）となりました。セグメントでは印刷機械関連の営業損失が1億81百万円（前年同四半期は営業損失8億56百万円）、不動産賃貸関連の営業利益が6百万円（前年同四半期比62.6%減）です。

《経常損益》

長期借入金の期限前弁済による手数料等を計上し、経常損失は5億28百万円（前年同四半期は経常損失12億76百万円）となりました。

《特別損益》

特別損益の部では特別利益に固定資産売却益168億86百万円及び投資有価証券売却益10億82百万円を計上しました。また特別損失に環境対策引当金繰入額3億45百万円、投資有価証券売却損2億16百万円を計上しました。

以上の結果、税金等調整前四半期純利益は168億54百万円（前年同四半期は税金等調整前四半期純損失13億27百万円）となり、当第1四半期連結累計期間の四半期純利益は155億39百万円（前年同四半期は四半期純損失12億95百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は前連結会計年度末に比べ1億57百万円増加し、291億38百万円となりました。

資産の部では、未収入金の増加等により流動資産が33億12百万円増加し154億94百万円となり、固定資産は投資有価証券の売却等により31億54百万円減少し136億44百万円となりました。

負債の部は、長期借入金の減少等により、前連結会計年度末に比べ148億25百万円減少し120億21百万円となりました。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ149億82百万円増加し171億16百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内

容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、上場企業である以上、当社株式の取引は、株主・投資家の自由な判断においてなされるのが原則であり、大規模な当社株式等の買付行為(以下「大規模買付行為」といいます。)がなされた場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

従いまして、当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案がなされる可能性も否定できません。

一方で、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のためには、顧客との信頼関係を重視した中長期的視野に立った経営への取組み、高度な技術力の維持及びそのさらなる向上、そしてそれらを支える全社員の高いモチベーションの維持と、これらによって築かれた国内外の顧客・取引先等のステークホルダーとの間の永年の信頼関係への深い理解が必要不可欠であります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらのことを十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続維持向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、上に述べたような当社の企業価値・株主共同の利益に資さないおそれのある不適切な大規模買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のために、

デジタル印刷機の拡販およびデジタル印刷技術を利用した業務提携の拡大

オフセット輪転機製造技術を応用し、エネルギー分野への進出

海外マーケット需要の深耕ならびにOEM生産の推進

組織改革の断行

生産・販売体制の抜本的な見直しによる経費削減

保有資産の有効活用を通じた財務基盤の強化

など、当社の将来を見据えた施策に鋭意取組んでおります。今後も中長期的な視点に立ち当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に維持・向上させていくことに最大限の努力をしております。

不適切な者の支配を防止するための取組み

1 導入の必要性

当社が外部者である大規模買付者からの買付けの提案を受けた際に、株主が、当社と顧客企業との関係や当社の高い技術力等の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われれます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上とな

る当社株券等の買付行為(いずれについても、当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が行われた際に、当該買付提案に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして、下記にその詳細を記載する本プランの導入が必要不可欠であると判断しました。

2 大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為は以下に定めるルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考えております。大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「買付情報」といいます。)を、提供してもらいます。買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの詳細

大規模買付行為の目的、方法及び内容

当社株式の取得対価の算定根拠

取得資金の裏付け

当社株式取得後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び従業員の処遇等

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出してもらいます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明記してもらいます。当社は、この意向表明書を受領した後、5営業日以内に、大規模買付者から当初提供してもらうべき買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供してもらった情報では、買付内容の検討に必要な情報として不十分であると認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して追加的に情報提供をしてもらう場合があります。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された買付情報は、当社株主の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主に対して代替案を提示することもあります。

3 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法等のいかに関わらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と認められるものを選択することとなります。

(2) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案について反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、当社株主において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を検討の上、判断を得ることとなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であっても、例えば、当該大規模買付者が、

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラーである場合)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券など高額資産等の売却等をさせ、それによって得られた利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当等による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合など、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すのではなく、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすと認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、上記(1)記載の場合と同様、適切と認められる対抗措置をとることがあります。

なお、大規模買付者の意図が上記の例示に形式的に該当することのみを理由として対抗措置をとるようなことはしないものとします。また、株主以外の利害関係者の利益に悪影響を与えることのみを理由として、上記例外的措置を行うことはしないものとします。

この対抗措置がとられた場合、大規模買付者は、希釈化等の不利益を受けることがあります。

前記 3 の当社取組み(以下「当社取組み」といいます。)についての取締役会の判断

- 1 当社取締役会は、以下の理由により当社取組みが前記 3 の基本方針(以下「基本方針」といいます。)に沿って策定されており、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

当社の主力事業である印刷機械の製造は、定型的な製品を単に製造・販売するというものではなく、顧客企業のニーズに合致するように、顧客企業の要請を十分に把握しながら、顧客企業とともに開発・製作していくものであり、かつ、据付けから運転、メンテナンスまでを顧客と密接な関係を保ちながら遂行していく点にその特徴があります。従いまして、顧客企業のニーズに応える製品を製作

するためには、最先端かつ高度な技術力が不可欠であることに加え、顧客企業の業務プロセスを的確に理解し、その中にまで入り込んで、機械の製作・管理運営を行うことが極めて重要となります。当社が、明治7年の創業以来、世界でトップクラスの輪転機事業メーカーとして、また近年では商業印刷機械メーカーとしても成長を続けてこられたのも、高度な技術力の維持及びそのさらなる向上に向けて不断の努力を行うとともに、顧客企業との間に親密な信頼関係を築き上げてきたからこそであり、当社の企業価値の源泉もそこにあるものと確信しております。

前記の取組みはこれらの観点から、中長期的かつ具体的に当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上に資する施策であると判断しております。

前記の買収防衛策については、株主総会の決議を経ており、取締役の改選時期に合わせて2年毎に株主総会の議案として付議し株主の判断を得ることになっております。また、大規模買付ルールが守られた場合には取締役会が反対であっても、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すのではなく、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすと認められる場合以外には対抗措置は発動しない等、支配者として不適切なものを排除し、最終的には株主の判断に委ねるという基本方針に沿うものであると判断しております。

- 2 当社取締役会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、当社取締役会は、その判断に際して、当社監査役の過半数の同意を得るものとします。当社取締役会および当社監査役は、それぞれ別々に、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を得ることができるものとしております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、50百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設のうち、当第1四半期連結累計期間に完成したものは以下のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	完了年月
当社 TKS武蔵小杉ビル	川崎市中原区	不動産賃貸関連	賃貸事務所および店舗	平成25年5月

(6) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(7) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象を解消し、または改善するための対応策

当社グループには、「第2 事業の状況の1 事業等のリスク(2)」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、下記施策の確実な実行により、改善ならびに解消が実現できると考えております。

- ・新規事業の推進（デジタル印刷機販売事業、エネルギー分野、OEM生産）
- ・組織改革の断行（事業部制の導入）
- ・固定費の削減（製造原価低減、管理コスト低減）
- ・保有資産の有効活用を通じた財務基盤の強化

従いまして、当四半期連結会計期間の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断し、四半期連結財務諸表の「継続企業の前提に関する注記」には記載しておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000,000
計	360,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	90,279,200	90,279,200	(株)東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数1,000株
計	90,279,200	90,279,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年6月30日		90,279,200		8,341,000		2,085,250

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,923,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式86,507,000	86,507	
単元未満株式	普通株式 849,200		
発行済株式総数	90,279,200		
総株主の議決権		86,507	

(注) 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ 1,000株(議決権の数1個)及び400株含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社東京機械製作所	東京都港区芝五丁目26番 24号	2,923,000		2,923,000	3.23
計		2,923,000		2,923,000	3.23

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、仁智監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第156期連結会計年度 東陽監査法人

第157期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 仁智監査法人

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,465,472	3,821,773
受取手形及び売掛金	3,754,240	4,359,474
仕掛品	1,873,601	2,123,630
原材料及び貯蔵品	662,365	711,653
繰延税金資産	44,772	52,775
その他	1,402,254	4,460,883
貸倒引当金	20,800	36,113
流動資産合計	12,181,906	15,494,077
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,521,499	7,879,799
機械装置及び運搬具(純額)	268,356	349,020
土地	3,536,241	3,536,241
信託土地	198,510	-
リース資産(純額)	183,176	153,756
その他(純額)	3,928,739	695,915
有形固定資産合計	12,636,523	12,614,733
無形固定資産		
その他	5,517	5,983
無形固定資産合計	5,517	5,983
投資その他の資産		
投資有価証券	3,691,449	554,818
その他	559,094	562,606
貸倒引当金	93,854	93,854
投資その他の資産合計	4,156,689	1,023,570
固定資産合計	16,798,729	13,644,287
資産合計	28,980,636	29,138,365
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,198,131	1,774,681
短期借入金	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	3,481,200	60,000
未払法人税等	62,659	1,454,048
前受金	317,953	200,748
賞与引当金	47,986	73,661
受注損失引当金	715,374	551,378
環境対策引当金	1,044,617	1,389,847
その他の引当金	96,569	117,295

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
その他	1,491,662	1,019,185
流動負債合計	9,476,154	6,660,847
固定負債		
長期借入金	12,105,000	90,000
退職給付引当金	3,563,082	3,572,620
役員退職慰労引当金	184,667	190,631
その他	1,517,848	1,507,499
固定負債合計	17,370,599	5,360,751
負債合計	26,846,753	12,021,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,341,000	8,341,000
資本剰余金	3,807,109	3,807,109
利益剰余金	10,915,870	4,623,441
自己株式	565,941	566,840
株主資本合計	666,297	16,204,710
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	494,297	413
為替換算調整勘定	87,124	119,427
その他の包括利益累計額合計	407,172	119,013
少数株主持分	1,060,412	1,031,068
純資産合計	2,133,883	17,116,765
負債純資産合計	28,980,636	29,138,365

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	1,375,647	1,831,262
売上原価	1,742,347	1,723,734
売上総利益又は売上総損失()	366,699	107,528
販売費及び一般管理費	810,609	677,809
営業損失()	1,177,309	570,281
営業外収益		
受取利息	3,066	1,823
受取配当金	47,888	50,406
為替差益	-	63,919
助成金収入	30,848	56,014
その他	21,249	34,166
営業外収益合計	103,053	206,331
営業外費用		
支払利息	46,381	34,693
為替差損	86,510	-
シンジケートローン手数料	23,158	111,382
支払保証料	45,000	18,082
その他	732	773
営業外費用合計	201,783	164,931
経常損失()	1,276,039	528,881
特別利益		
固定資産売却益	5,459	16,886,831
投資有価証券売却益	-	1,082,925
特別利益合計	5,459	17,969,756
特別損失		
固定資産除売却損	1,737	105
投資有価証券売却損	-	216,659
環境対策引当金繰入額	-	345,230
事業構造改革費用	54,807	24,648
特別損失合計	56,544	586,644
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,327,125	16,854,231
法人税、住民税及び事業税	29,970	1,361,263
法人税等調整額	574	17,154
法人税等合計	29,395	1,344,108
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	1,356,520	15,510,122
少数株主損失()	61,177	29,189
四半期純利益又は四半期純損失()	1,295,343	15,539,311

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	1,356,520	15,510,122
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	249,006	492,373
為替換算調整勘定	15,137	32,302
その他の包括利益合計	233,868	524,676
四半期包括利益	1,590,389	14,985,446
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,529,200	15,013,125
少数株主に係る四半期包括利益	61,189	27,679

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	5,340千円	393千円
支払手形	311,422千円	254,936千円

2. 偶発債務

前連結会計年度において、当社の旧玉川工場跡地（以下、本件土地とする）について工場建物等の撤去後における詳細調査の結果、従来の想定を上回る、過去の生産活動および自然由来と考えられる有害物質の検出が認められました。

本件土地については既に平成25年4月までに全て他社への譲渡取引が完了しておりますが、本件土地の譲渡取引にかかる不動産売買契約における瑕疵担保責任条項に基づき、汚染土壌対策工事（汚染土壌の搬出・運搬・処理）については譲渡後においても当社の負担でこれを完了させる義務が生じております。

現時点において搬出・運搬・処理作業を要する汚染土壌の総量の確認ができておらず、詳細調査の段階で想定された土壌汚染対策費用のうち、その措置に関する費用を現時点でその発生可能性を含め、合理的に見積ることは困難と考えられる1,875,000千円について偶発債務として識別することとしております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	213,734千円	190,264千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	印刷機械関連	不動産賃貸関連	計
売上高			
外部顧客への売上高	1,313,007	62,640	1,375,647
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	1,313,007	62,640	1,375,647
セグメント利益又は損失()	856,103	18,402	837,700

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	837,700
全社費用(注)	339,608
四半期連結損益計算書の営業損失()	1,177,309

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	印刷機械関連	不動産賃貸関連	計
売上高			
外部顧客への売上高	1,776,448	54,814	1,831,262
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	1,776,448	54,814	1,831,262
セグメント利益又は損失()	181,699	6,878	174,821

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	174,821
全社費用(注)	395,460
四半期連結損益計算書の営業損失()	570,281

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	14.81	177.89
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	1,295,343	15,539,311
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	1,295,343	15,539,311
期中平均株式数(千株)	87,405	87,350

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第1四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておらず、前第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年7月30日付けにおいて、下記の固定資産を譲渡しております。

1. 譲渡理由

保有資産の有効活用及び財務体質の改善による財務基盤の強化を図るため。

2. 譲渡先

合同会社KRF41

3. 譲渡資産の内容

所在地：川崎市中原区新丸子東三丁目1200番 他

地積：土地 3,213.08 m²

建物 17,770.96 m² (延床面積)

現況：賃貸用不動産 (TKS 武蔵小杉ビル)

4. 譲渡価格

9,038,920千円

5. 譲渡の時期

平成25年7月30日

6. 損益に与える影響額

平成26年3月期第2四半期において、固定資産売却益3,700,000千円を特別利益として計上する見通しであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月13日

株式会社東京機械製作所

取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 高 志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 來 嶋 真 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京機械製作所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京機械製作所及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月30日付で賃貸用不動産を譲渡した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成24年8月2日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成25年6月28日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。